



感染拡大を食い止めるために 風しんの抗体検査を実施しています

▶ 問い合わせ
健康増進課
☎0287(63)1100

風しんの抗体検査と予防接種(抗体価が低い人のみ)を行っています。対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性にはクーポン券を送付していますので、検査時に持参してください。

▶ 実施期間
令和4(2022)年3月31日まで

※クーポン券の有効期限は、来年3月31日(火)まで。

▶ 対象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性

※昭和37年4月2日～昭和47年4月1日に生まれた男性で検査を希望する場合やクーポン券を紛失した場合は問い合わせてください。

▶ 費用 無料

▶ 検査方法 「クーポン券」を持参し、抗体検査事業に参加している医療機関や集団健診などで検査を受けてください

※検査可能な市内医療機関の一覧はクーポン券に同封しています。

知っていますか？ 風しんQ&A

Q 風しんってどんな病気？
→ 感染者の咳やくしゃみなどで飛沫感染し、発熱や発疹などの症状が出ます。



Q なぜ風しんへの抵抗力が必要な？
→ 成人は小児に比べて症状が重くなる場合があります。



Q 風しんに感染すると何が問題なの？
→ 電車内や職場など人が集まる場所で多くの人に感染させる可能性があります。また、妊娠早期の妊婦が感染すると赤ちゃんが先天性風しん症候群になる可能性があります。



未来へはばたく若者を応援 奨学生を募集します

▶ 申し込み・問い合わせ
☎329-2792 あたご町2-3
函教育総務課 ☎0287(37)5231

市教育委員会では、奨学生を募集します。なお、決定には事前審査があります。

種類	内容	対象・申込資格	人数	申込方法など
給付型	○給付額 20万円 (1人1回限り) ※返還の必要がない奨学資金です。	国内の大学・短期大学に入学する人	5人程度	▶ 申込方法 募集要項に示す申請書類を 函教育総務課に提出(郵送可) ▶ 募集要項、申請書の配布先 ○ 函教育総務課 ○ 函ギャラリー ○ 函市民室 ○ 函総務福祉課 ○ 常根出張所 ※市ホームページからもダウンロードできます。 ▶ 申込期間(必着) ○ 給付型・貸与型(国内) 11月5日(火)～来年1月7日(火) ○ 貸与型(海外) 募集中～来年1月7日(火)
		国内の医療系・福祉系・保育系の大学・短期大学に入学する人	3人程度	
		海外の大学・短期大学に入学する人 または今年度入学した人	若干名	
貸与型	○貸与額(月額) ・高校など(国内のみ) …1万8千円 ・大学など …3万円か5万円 ※返還期間は、貸与が終了した月の翌月から起算して貸与期間の4倍の期間以内です(無利子)。	国内の高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校の専門課程に在学(入学)する人	10人程度	
		海外の大学・短期大学に在学(入学)する人	若干名	

※他の奨学金との併用や、給付型と貸与型の併用も可能です。申込資格などの詳細は、募集要項を確認してください。



東京2020応援ソング「パプリカ」を一緒に踊ろう 市のPR動画への出演団体を募集します

▶ 問い合わせ
函シティプロモーション課
☎0287(62)7128

市の新しいブランドメッセージ「エールなすしおぼら～夢が動き出すまち～」。このブランドメッセージを広めるために、なすしおぼらファンクラブと連携した「パプリカプロジェクト」がスタート。皆さんも参加してみませんか。



パプリカプロジェクトとは？

「2020年とその先に向かって頑張っているすべての人を応援する」というメッセージが込められた東京2020応援ソング「パプリカ」。これは、移住者を温かく迎え応援するまち・那須塩原のブランドメッセージにも共通しています。そんな「パプリカ」を皆さんで楽しく踊りながらブランドメッセージを広めていくのが、パプリカプロジェクトです。

▶ 申込方法
なすしおぼらファンクラブ公式ホームページの「エールなすしおぼら パプリカプロジェクト」から申し込んでください

申し込みはこちら↓



▶ 申込期限 10月20日(日)

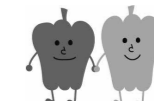
▶ 申込条件 以下の内容に同意した人が対象
○撮影した動画は編集後、YouTubeなどにアップロードし、市内外のイベントでも上映します
○編集内容は事前に確認できません

ヨガ&パプリカのイベントを開催します

詳しくはこちら↓



▶ とき 10月12日(土) 午前9時～
▶ ところ 旧青木家那須別邸



建物を解体する場合には 届け出が必要です

▶ 問い合わせ
① 函建築指導課 ☎0287(62)7169
② 函課税課 ☎0287(62)7366

建物を解体する場合は、市への届け出が必要です。各届出書は提出先窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



①事前の届け出

建設リサイクル法の届け出

床面積の合計が80㎡以上の建物を解体する場合など、建設リサイクル法の対象工事となる場合は、工事着手の7日前までに届出書の提出が必要です。

▶ 提出先 函建築指導課

除却届

建て替えを伴わない解体工事を行う場合で、工事部分が10㎡を超える場合は、建築基準法に基づき、工事着手前に除却届の提出が必要です。
※届け出は工事の施工業者が行います。

②解体後の届け出

家屋滅失届

所有している建物を解体した場合は家屋滅失届を提出してください。
※解体した年の12月31日までに滅失登記が完了している場合、届け出は不要です。
※解体した年の翌年以降に提出したときは、滅失日を確認できる書類が必要な場合があります。

▶ 提出先 函課税課、函総務税務課、函総務福祉課

解体工事を発注するときの注意事項



解体工事は、建設業法に基づく許可業者か解体工事業の登録業者しかできませんので、必ず許可または登録状況を確認してください。



解体に伴う不要家電や家具などの残置物については、種別に応じ、それぞれの許可業者に依頼し、適切に処理を行ってください。



上下水道の休廃止や浄化槽の撤去、し尿の汲み取りなどの手続きについても事前に各担当課に確認しておいてください。